

株 主 各 位

東京都中央区京橋2丁目13番10号

兼松エレクトロニクス株式会社

代表取締役社長 菊 川 泰 宏

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年6月16日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成28年6月17日（金曜日）午前10時
(当日の受付開始時刻は午前9時を予定しております。)
2. 場 所 東京都中央区京橋2丁目13番10号京橋MIDビル
当社7階セミナールーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第48期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第48期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件 |
| 第5号議案 | 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件 |
| 第6号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 |

以上

（お願い）

- ◎ 当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にてご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.kel.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事 業 報 告

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における国内経済は、各種経済・金融対策の効果もあり、景気は緩やかながらも回復基調で推移したものの、中国に端を発した新興国経済の減速懸念や、年明けから続く株式相場の下落、マイナス金利政策による金融市場の混乱など、景気の先行きに対する懸念材料が依然として残っております。

国内IT業界におきましては、企業業績の改善に伴い戦略的なIT投資需要は旺盛だったものの、一方でITシステムに関するコスト削減意欲が根強いことなど、IT投資に対する慎重な姿勢も見受けられます。

このような環境の中、当社グループは、従来からビジネスの基盤としておりますインフラ構築ビジネスに加え、サーバー・ストレージ・ネットワークなど様々な切り口からの仮想化ソリューションビジネス、相次ぐ個人情報流出事故をきっかけに意識が高まりつつあるセキュリティ関連ビジネスなどに注力いたしました。また、連結子会社である日本オフィス・システム株式会社を上期に完全子会社化し、グループとして総合的なITソリューションを提供すべく、機動力と組織力の強化を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は、612億8千9百万円となり、前年同期比6億7百万円（前年同期比1.0%減）の微減となりましたが、営業利益は、63億9千万円となり、前年同期比2億8千2百万円（前年同期比4.6%増）の増益、経常利益は、65億1千6百万円となり、前年同期比2億6千1百万円（前年同期比4.2%増）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は、41億5千5百万円となり、前年同期比6億8千7百万円（前年同期比19.8%増）の増益となりました。

セグメントの状況

<システム事業>

ストレージ関連事業における製造業向けのビジネスや、ネットワーク関連事業における仮想化ビジネスがサービス業を中心に堅調に推移したものの、ドキュメント関連事業が全体的に低調であったことなどから、システム事業の売上高は、390億5千9百万円となり、前年同期比8億1千2百万円（前年同期比2.0%減）の減収となりました。

<サービス・サポート事業>

プリンター関連およびP C・サーバー関連の保守契約売上は保守料の低下に伴い減少しましたが、ネットワーク関連およびストレージ関連の保守契約売上が好調に推移したことにより、サービス・サポート事業の売上高は、222億3千万円となり、前年同期比2億5百万円（前年同期比0.9%増）の増収となりました。

セグメント別売上高

期 別 部 門	平成26年度 (第 47 期)		平成27年度 (第 48 期)		対 前 期 比 較 増 減	対 前 期 比 較 増 減 率
	金 額	構成比	金 額	構成比		
シ ス テ ム 事 業	(百万円) 39,872	(%) 64.4	(百万円) 39,059	(%) 63.7	(百万円) △812	(%) △2.0
サービス・サポート事業	22,024	35.6	22,230	36.3	205	0.9
合 計	61,896	100.0	61,289	100.0	△607	△1.0

(2) 設備投資等の状況

① 重要な設備の新設等

特に記載する事項はありません。

② 重要な設備の売却等

特に記載する事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載する事項はありません。

(4) 対処すべき課題

景気の先行きは緩やかな回復基調が続くものの、依然として不透明な状況であり、I T市場におきましても、企業のI Tシステムに関する保守・運用コストの削減意欲は依然として強く、市場は低成長が継続すると見込まれます。また、企業のグローバル化推進に伴うI T投資の海外シフトに加え、クラウドコンピューティングの普及・拡大やビッグデータの活用など、ビジネス環境の著しい変化や顧客ニーズの多様化・高度化に伴い、I Tベンダー間の競争の激化が進み、当社を取り巻く経営環境は厳しい状況が続くものと予想されます。

このような状況の中、グローバル市場での事業拡大を図るとともに、当社がビジネスの基盤としているプラットフォームソリューションに、ミドルウェアや運用管理サービスを付加し、トータルサービスによる付加価値の高いビジネスの拡充を図ることが課題となっております。

そのために顧客対応力の拡充、システム全般に精通したS Eの育成・増強、グループ会社間の連携強化、グローバル市場での積極的な営業活動を推進してまいります。

(5) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特に記載する事項はありません。

(6) 財産および損益の状況

区 分 \ 年 度	平成24年度 (第45期)	平成25年度 (第46期)	平成26年度 (第47期)	平成27年度 (当連結会計年度) (第48期)
売 上 高(百万円)	45,059	63,883	61,896	61,289
経 常 利 益(百万円)	4,901	5,466	6,255	6,516
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	3,061	2,877	3,467	4,155
1株当たり当期純利益(円)	107.04	100.63	121.24	145.29
総 資 産(百万円)	50,658	53,152	55,683	55,274
純 資 産(百万円)	36,085	37,126	37,978	38,657

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、平均自己株式数を除いた平均発行済株式総数に基づいて算出しております。
2. 平成27年度（第48期）の概況につきましては、前記(1)「事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当連結会計年度より、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

(7) 主要な事業内容

当社グループは情報機器専門商社として、電子情報処理関連機器およびそれらを利用した産業関連機器の輸出入取引ならびに国内取引を主要業務とし、ソフトウェア、ハードウェアの開発、保守ならびに修理業務をあわせて営んでおります。

事 業 区 分	主 要 な 事 業 の 内 容
シ ス テ ム 事 業	総合情報システムの提案、システムインテグレーション、ネットワークインテグレーション、ソフトウェア開発等
サービ・サポート事業	運用管理サービス、アウトソーシングサービス、システムの保守サービス

(8) 主要な営業所

① 当社

名 称	所 在 地
本 社	東京都中央区
技 術 セ ン タ ー	東京都江東区
大 阪 支 社	大阪市中心区
名 古 屋 支 店	名古屋市中心区
福 岡 支 店	福岡市博多区
札 幌 支 店	札幌市中心区
仙 台 営 業 所	仙台市青葉区
広 島 営 業 所	広島市南区

② 子会社

名 称	所 在 地
日本オフィス・システム株式会社	東京都江東区

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,495 ^(名)	(△) 84 ^(名)

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
480 ^(名)	(△) 36 ^(名)	41.2 ^(才)	15.0 ^(年)

(注) 従業員数には、出向者80名を含んでおります。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は兼松株式会社（資本金27,781百万円）で、同社は当社の株式を16,554千株（議決権比率57.92%）所有しております。当連結会計年度の兼松株式会社からの仕入高は、32億3千2百万円であり、仕入高に占める割合は13.01%であります。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
日本オフィス・システム株式会社	(百万円) 1,177	(%) 100.00	情報サービス事業およびシステム販売事業
ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社	(百万円) 30	(%) 100.00	通信機器、計測機器、情報処理機器、医用機器およびコンピュータソフトウェアの売買、賃貸、保守、開発、製造
Kanematsu Electronics (Thailand) Ltd.	(百万泰バート) 30	(%) 49.00	ITインフラ機器類の販売・構築・保守・運用サービスの提供、製造業向けの設計業務支援・請負
兼松電子（成都）有限公司	(千美元) 3,100	(%) 100.00	電子回路・機構部品等の設計開発受託およびコンピュータおよびコンピュータ周辺機器の販売・構築・保守・運用
クラウドランド株式会社	(百万円) 100	(%) 66.00	情報処理および情報通信に関するサービス・支援・コンサルティング
株式会社 i-NOS	(百万円) 100	(%) 100.00	企業システムの保守・運用サービス、ソフトウェア開発、ネットワークの設計・構築などの支援業務および技術者提供

- (注) 1. Kanematsu Electronics (Thailand) Ltd. の持分は、100分の50以下であります。実質的に支配しているため連結の範囲に含めております。
2. ケー・イー・エルシステムズ株式会社は、平成27年4月1日付で連結子会社であるケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社と合併し解散いたしました。
3. 株式会社 i-NOS に対する当社の議決権比率は、全て子会社の日本オフィス・システム株式会社を通じての間接所有によるものであります。

③ その他の関連会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 グ ロ ス デ ィ ー	(百万円) 80	(%) 34.00	情 報 シ ス テ ム 製 品 の 販 売
メ モ レ ッ ク ス リ ー ス 株 式 会 社	(百万円) 10	(%) 40.00	コ ン ピ ュ ー タ お よ び コ ン ピ ュ ー タ 周 辺 機 器、通 信 機 器、事 務 機 器 の 売 買、レ ン タ ル お よ び リ ー ス、保 守 サ ー ビ ス 業 務
株 式 会 社 デ ジ タ ル シ ア タ ー	(百万円) 20	(%) 20.00	コ ン ピ ュ ー タ の ソ フ ト ウ ェ ア 開 発 お よ び 販 売 な ら び に ハ ー ド ウ ェ ア の 販 売、機 械 設 計 業 お よ び そ の コ ン サ ル タ ン ト、労 働 者 派 遣 業

(11) 主要な借入先

特に記載する事項はありません。

(12) 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様への利益還元につきましては、長期的な企業成長の基盤強化に努め、安定的かつ継続的な配当をしていくことを基本方針としております。

期末配当金につきましては、当期(平成28年3月期)の業績が前期を上回る結果となったため、株主の皆様の日ごろのご支援にお応えすべく、1株につき5円増配し、40円に修正いたします。また、平成27年12月に35円の間配当を実施しておりますので、当期の年間配当金は75円(連結配当性向51.6%)となり、前期に比べ10円の増配となります。

(13) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特に記載する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 42,206,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 28,633,952株 |
| (3) 株主数 | 6,838名（前期末比 99名増） |
| (4) 大株主 | |

株 主 名	持 株 数	持株比率
	(千株)	(%)
兼 松 株 式 会 社	16,554	57.88
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	778	2.72
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	750	2.62
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	489	1.70
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン エスエーエヌブイ 10	286	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	281	0.98
C B N Y - G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	271	0.94
資産管理サービス信託銀行株式会社(年金信託口)	226	0.79
兼 松 エ レ ク ト ロ ニ ク ス 従 業 員 持 株 会	220	0.76
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	210	0.73

（注） 持株比率については、自己株式（35,426株）を控除して算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

特に記載する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	酒井 峰夫	ケー・イー・エルテクノカルサービス株式会社代表取締役社長兼日本オフィス・システム株式会社取締役会長
代表取締役社長	菊川 泰宏	
常 務 取 締 役	戸田 克則	技術・サービス部門担当兼西日本部門担当兼大阪支社長兼テクノカルサービス本部長
取 締 役	渡辺 亮	東京営業部門担当
取 締 役	原田 修一	本社機構・C S R担当
取 締 役	谷川 薫	兼松株式会社取締役専務執行役員
取 締 役	栗林 信介	トニカ法律事務所所長兼創価大学法科大学院教授兼慶應義塾大学病院治験審査委員会委員兼株式会社ゼネラル・オイスター監査役
常 勤 監 査 役	森 則之	
監 査 役	作山 信好	兼松株式会社取締役常務執行役員兼カネヨウ株式会社監査役
監 査 役	市村 和雄	ネクサス監査法人代表社員兼株式会社ユークス取締役兼兵庫県立大学大学院会計研究科特任教授
監 査 役	加藤 研一	公益社団法人新化学技術推進協会部長研究員

- (注) 1. 取締役 谷川薫氏、栗林信介氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 作山信好氏、市村和雄氏、加藤研一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役 栗林信介氏、監査役 市村和雄氏、加藤研一氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 監査役 作山信好氏は、長年にわたる経理業務の経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役 市村和雄氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当該事業年度中の取締役および監査役の異動は、次のとおりであります。

(就任)

平成27年6月19日開催の第47回定時株主総会において、栗林信介氏は取締役、また、市村和雄氏、加藤研一氏は監査役に選任され、就任いたしました。

(退任)

平成27年6月19日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、南部真也氏は監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役である谷川薫氏、栗林信介氏、社外監査役である作山信好氏、市村和雄氏、加藤研一氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

(3) 会社役員報酬等の総額

区 分	支給人員	報 酬 等 の 額
取 締 役	7名	189,088千円(うち社外取締役2名9,300千円)
監 査 役	5	38,820千円(うち社外監査役4名19,020千円)
計	12	227,908千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第28回定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人報酬相当額は含まない。）と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成6年6月29日開催の第26回定時株主総会において、年額70,000千円以内と決議いただいております。
3. 上記報酬等の総額には役員賞与支給予定額87,000千円（取締役：87,000千円、監査役：支給を予定しておりません。）および当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額26,998千円（取締役：22,828千円、監査役：4,170千円）が含まれております。
4. 上記、報酬等の総額に含まれていない支払額
- | | |
|------------------------------------|----------|
| 社外役員に対する親会社または当該親会社の子会社からの役員報酬等の総額 | 59,533千円 |
| 使用人兼務取締役に對する使用人報酬相当額 | 62,200千円 |

(4) その他会社役員に関する重要な事項

特に記載する事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行取締役等との重要な兼職状況および当該他の法人等との関係

取締役 谷川薫氏は兼松株式会社の取締役専務執行役員であり、監査役 作山信好氏は、同社の取締役常務執行役員であります。当社は同社に当社取扱輸入商品の輸入業務を委託しております。

(2) 他の法人等の社外役員との重要な兼職状況および当該他の法人等との関係
特に記載する事項はありません。

(3) 主要取引先等特定関係事業者との関係
特に記載する事項はありません。

(4) 当事業年度における主な活動状況

平成27年度の取締役会には、取締役 谷川薫氏が12回中11回、栗林信介氏が取締役就任後開催の10回中9回、監査役 作山信好氏が12回中11回、市村和雄氏が監査役就任後開催の10回中10回、加藤研一氏が監査役就任後開催の10回中10回出席し、議案審議等に必要の発言を適宜行っております。

平成27年度の監査役会には、監査役 作山信好氏が12回中11回、市村和雄氏が監査役就任後開催の10回中10回、加藤研一氏が監査役就任後開催の10回中10回出席し、監査結果についての意見交換、監査に対する重要事項等の協議を行っております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名または名称

PwCあらた監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

51,200千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

80,600千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績および報酬額の推移ならびに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

特に記載する事項はありません。

(5) 子会社の監査の状況

特に記載する事項はありません。

7. 業務の適正を確保するための体制

当社グループでは、企業理念と経営ビジョンを以下のとおり定め、信頼と価値を創造する企業集団を目指し、経営を行っております。

- ① 私達は、常にお客様の満足度の向上を意識し、信頼ある行動をします。
- ② お客様に真に評価されるシステムやサービスを幅広く提供します。
- ③ 法令を遵守し、公正で透明性の高い企業活動を行います。

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録は社内規定にて少なくとも10年間は本社に備え置くことを定めております。
- ② その他取締役の職務執行状況を記録するための経営会議議事録、稟議書、会計帳簿等の文書の取り扱いは、当社社内規定に従い適切に保管・保存しております。また、必要に応じて保管・保存状況を検証するとともに社内規定の見直し・改定を行っております。
- ③ 取締役が職務執行において必要と判断される文書については適宜閲覧可能な体制としております。

(2) 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 当社および子会社、関連会社に起こりうるリスクの特定、防止、発生したリスクへの対処・是正を全社的に行うため、「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスク管理の周知・徹底を図っております。
- ② 業務上発生しうるリスクについては、「職務権限規定」等に基づいた担当部署において規則やガイドラインを制定し運用しております。また、必要に応じ社内横断的な委員会を設置し、リスクコントロールを行っております。
- ③ コンプライアンスについては、「K E Lグループ企業倫理綱領」の精神を実践するべく、「コンプライアンス委員会」を設置し、社内体制の強化を図っております。また、役職員・顧問弁護士を窓口とするコンプライアンス通報窓口を設けるとともに、「内部公益通報保護規定」を制定しコンプライアンスの一層の充実に努めております。
- ④ 情報資産の適切な保護については、情報セキュリティシステム（ISO 27001）の維持・向上を図っております。さらに、「企業の社会的責任」（CSR）の一端として、環境の保全に努めることを目的に、環境マネジメントシステム（ISO 14001）の維持・改善に努めております。

- ⑤ 財務報告に係る内部統制については、当社の内部統制システムの構築をより有効かつ効率的に進め、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制委員会」を設置し、整備・運用・評価・改善を行っております。なお、評価については、独立した評価部門である監査室が担当し、全社的な内部統制の状況および重要な事業拠点における業務プロセスの評価を実施する体制を構築しております。

(3) 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社では「取締役会規定」を定め、「定例取締役会」を最低1ヵ月に1回、「臨時取締役会」を必要に応じ随時開催しております。「取締役会」では、法令または定款に定める事項のほか、基本的な経営方針および全社的な中期経営計画、短期計画の決定、業績の検討を行っております。また、取締役の業務の分担ならびに他社の代表取締役兼務などを決議しております。「取締役会」には、監査役も出席し意見を述べております。
- ② 会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規定」を制定しております。
- ③ 常勤取締役で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の基本方針に基づいて全社の全般的業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたっております。「経営会議」には、監査役も出席しております。
- ④ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度ごとの短期計画を立案し、全社的な目標を設定しております。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行しております。

(4) 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス全体を統括する組織として担当役員を委員長とし、社外弁護士も委員として参加する「コンプライアンス委員会」を設置しております。
- ② 「K E Lグループ企業倫理綱領」を制定し、役員および社員等が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえ業務運営にあたるよう研修等を通じ周知・徹底を図っております。
- ③ 役員および社員等が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、または行われようとしていることに気付いた場合、通報窓口に通報しなければならない旨を定め、また公益通報者保護法および関連するガイドラインに基づいた体制を定めております。
- ④ 会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「内部監査規定」を定め、監査室による内部監査を実施しております。
- ⑤ 反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、「K E Lグループ企業倫理綱領」に明記し、周知・徹底を図っております。

(5) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は兼松株式会社のグループの一員として、兼松株式会社の「内部統制・コンプライアンス委員会」の助言の下、コンプライアンス活動を推進し、適宜親会社に対して報告する体制を構築しております。
- ② 年に数回、兼松株式会社および兼松グループの企業のトップマネジメントが集まり、グループ経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図っております。
- ③ 親会社等と当社および子会社、関連会社との間における不適切な取引や、不正な会計処理を防止するため、適宜、情報交換を行うことにより、当社および子会社等の独立性を十分に確保する体制を構築しております。
- ④ 当社の子会社、関連会社の運営については各社の自主性を尊重しつつ、「関係会社運営規定」において定めている事業活動上の重要な項目については当社の経営会議等で審議、決裁しております。「コンプライアンス委員会」および「リスクマネジメント委員会」が子会社および関連会社のリスク情報を管理・統括し、子会社、関連会社の経営者とはグループ経営に関する情報を共有しております。
- ⑤ 「コンプライアンス委員会」および「リスクマネジメント委員会」は子会社、関連会社に損失発生の危険を予見、発見した場合は直ちにその内容ならびに当社および子会社、関連会社に対する影響等について、当社の経営会議に報告する体制を構築しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

「監査役会規定」および「監査役監査基準」において、監査役が監査の実効性を高め、かつ、監査職務を円滑に遂行するため、監査役の職務遂行を補助する体制を確保しております。

(7) 前号の使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意しております。

- (8) 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- ① 当社および当社子会社の取締役、監査役および使用人は、当社または当社子会社の業務または財務の状況に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、重大なコンプライアンス違反の発生の懸念があるときは、これを速やかに当社監査役に報告しております。
 - ② 「リスクマネジメント委員会」「コンプライアンス委員会」を担当する取締役は、監査役に対して、コンプライアンスに関する業務の状況について、重要事項については必要の都度、報告しております。
 - ③ 社内規定の制定や改廃その他社内体制の整備について、これを担当する取締役は、監査役に対して、速やかに報告しております。
 - ④ 取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告しております。
 - ⑤ 監査役は、監査役監査を実効的に行うため、「取締役会」のほか、「経営会議」「リスクマネジメント委員会」「コンプライアンス委員会」、その他重要な会議または委員会に出席しております。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができることとしております。
- (9) 監査役に報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
- 当社は、「内部公益通報保護規定」を設けており、監査役への報告をした者が、当該報告をしたことを理由に不当な取り扱いを受けない体制としております。
- (10) 監査役職務執行について生じる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または償還の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときには、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じております。
- (11) その他監査役監査の実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べるができることとしております。また、内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べるができることとしております。

- ② 監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとしております。また、会計監査人の報酬および会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の事前承認を要するものとしております。
- ③ 監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めております。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たないことを基本方針としております。平素より、警察等の外部機関や関連団体と密接な連携関係の構築に努めております。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制については、各部署においてその適切な運営に努めるとともに、監査役会は定期監査および情報交換などの他、定期的に内部監査を実施している監査室と緊密な連携を取ることによって、十分なモニタリングに努めております。

また、情報セキュリティ対策として国際規格である「ISO 27001」の認証を取得しております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	48,986,784	流 動 負 債	13,394,951
現 金 及 び 預 金	29,876,227	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	6,049,835
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	13,556,540	短 期 借 入 金	3,611
リ ー ス 投 資 資 産	2,937	リ ー ス 債 務	21,071
た な 卸 資 産	1,633,905	未 払 法 人 税 等	1,233,732
繰 延 税 金 資 産	767,993	前 受 収 益	2,907,735
そ の 他	3,150,255	賞 与 引 当 金	1,012,009
貸 倒 引 当 金	△1,075	役 員 賞 与 引 当 金	117,363
		そ の 他	2,049,592
固 定 資 産	6,287,837	固 定 負 債	3,222,604
有 形 固 定 資 産	2,838,603	リ ー ス 債 務	28,246
建 物 及 び 構 築 物	1,105,991	役 員 退 職 慰 勞 引 当 金	126,009
土 地	846,000	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,819,482
そ の 他	886,611	資 産 除 去 債 務	236,380
		そ の 他	12,485
無 形 固 定 資 産	864,955	負 債 合 計	16,617,555
の れ ん	79,720	純 資 産 の 部	
そ の 他	785,234	株 主 資 本	38,808,852
		資 本 金	9,031,257
投 資 そ の 他 の 資 産	2,584,278	資 本 剰 余 金	7,112,350
投 資 有 価 証 券	708,915	利 益 剰 余 金	22,693,957
長 期 貸 付 金	2,315	自 己 株 式	△28,712
繰 延 税 金 資 産	959,981	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△211,198
そ の 他	949,427	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	101,841
貸 倒 引 当 金	△36,361	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	390
		為 替 換 算 調 整 勘 定	99,684
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△413,114
		非 支 配 株 主 持 分	59,411
資 産 合 計	55,274,621	純 資 産 合 計	38,657,065
		負債及び純資産合計	55,274,621

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		61,289,586
売上原価		44,813,811
売上総利益		16,475,775
販売費及び一般管理費		10,084,822
営業利益		6,390,952
営業外収入		
受取利息	33,695	
受取配当金	19,656	
持分法による投資利益	10,516	
助成金収入	30,717	
雑収入	45,420	140,006
営業外費用		
支払利息	7,607	
雑支出	6,497	14,105
経常利益		6,516,853
特別利益		
固定資産売却益	1,258	1,258
特別損失		
固定資産処分損	14,989	14,989
税金等調整前当期純利益		6,503,122
法人税、住民税及び事業税	2,274,663	
法人税等調整額	57,527	2,332,190
当期純利益		4,170,931
非支配株主に帰属する当期純利益		15,812
親会社株主に帰属する当期純利益		4,155,119

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当期首残高	9,031,257	8,177,299	20,581,922	△27,921	37,762,557
会計方針の変更による累積的影響額		△998,896	△41,162		△1,040,059
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,031,257	7,178,403	20,540,759	△27,921	36,722,498
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△66,052			△66,052
剰余金の配当			△2,001,921		△2,001,921
親会社株主に帰属する当期純利益			4,155,119		4,155,119
自己株式の取得				△791	△791
当期変動額合計	—	△66,052	2,153,198	△791	2,086,354
当期末残高	9,031,257	7,112,350	22,693,957	△28,712	38,808,852

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当期首残高	137,997	94	119,570	△178,867	78,795	137,378	37,978,731
会計方針の変更による累積的影響額							△1,040,059
会計方針の変更を反映した当期首残高	137,997	94	119,570	△178,867	78,795	137,378	36,938,672
当期変動額							
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△66,052
剰余金の配当							△2,001,921
親会社株主に帰属する当期純利益							4,155,119
自己株式の取得							△791
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△36,156	296	△19,886	△234,247	△289,994	△77,966	△367,960
当期変動額合計	△36,156	296	△19,886	△234,247	△289,994	△77,966	1,718,393
当期末残高	101,841	390	99,684	△413,114	△211,198	59,411	38,657,065

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業の前提に関する注記)

特に記載する事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|--------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 6 社 |
| (2) 連結子会社の名称 | ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社、兼松電子（成都）有限公司、クラウドランド株式会社、Kanematsu Electronics (Thailand) Ltd.、日本オフィス・システム株式会社、株式会社 i-NOS |

連結子会社であったケー・イー・エルシステムズ株式会社は、当連結会計年度において、同じく連結子会社であるケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社と合併し解散したため、連結の範囲から除外いたしました。

2. 持分法の適用に関する事項

- | | |
|-------------------------------|----------------------------|
| (1) 持分法を適用した非連結子会社の数 | 0 社 |
| (2) 持分法を適用した関連会社の数 | 1 社 |
| | 株式会社グロスディー |
| (3) 持分法を適用しない非連結子会社および関連会社の名称 | メモレックスリース株式会社、株式会社デジタルシアター |

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない関連会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、兼松電子（成都）有限公司の決算日は、12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

主として総平均法に基づく原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|---|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物及び構築物 2～47年
貸与資産 2～7年
また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能
限度額まで償却が終了した翌年から5年で均等償却する方法によっ
ております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 市場販売目的のソフトウェア
見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（主として3年以内）
に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しており
ます。
自社利用のソフトウェア
社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用して
おります。
その他の無形固定資産
定額法を採用しております。 |
| ③ リース資産 | リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法 |

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | |
|-------------|--|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率によ
り、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案
し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき、当連結
会計年度に見合う額を計上しております。 |
| ③ 役員賞与引当金 | 役員の賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき、当連結会
計年度に見合う額を計上しております。 |
| ④ 役員退職慰労引当金 | 役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計
年度末要支給額を計上しております。 |

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。また、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

② 退職給付に係る負債の計上基準

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

③ 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税については、税抜方式を採用しております。

④ のれんの償却方法および償却期間

のれんは、５年間で均等償却しております。

(5) 追加情報

法人税等の税率の変更等による繰延税金資産および負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）および「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月29日に国会で成立し、平成28年４月１日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.10%から平成28年４月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年４月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は96,749千円減少し、法人税等調整額が90,146千円、その他有価証券評価差額金額が3,310千円、それぞれ増加し、退職給付に係る調整累計額が9,995千円減少しております。

(会計方針の変更に関する注記)

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。) および「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更いたしました。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更いたしました。加えて、当期純利益等の表示の変更および少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58－2項(3)、連結会計基準第44－5項(3)および事業分離等会計基準第57－4項(3)に定める経過的な取扱いに従っており、過去の期間のすべてに新たな会計方針を遡及適用した場合の当連結会計年度の期首時点の累積的影響額を資本剰余金および利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首において、のれん1,040,059千円、資本剰余金998,896千円および利益剰余金41,162千円が減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ215,764千円増加しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表関係

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「前受収益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

なお、前連結会計年度の「前受収益」は2,733,742千円であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,334,381千円
2. 保証債務	
取引上の債務に対する根保証	
株式会社グロスディー	273,003千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	28,633,952	—	—	28,633,952

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式 (株)	35,032	394	—	35,426

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成27年5月14日 取締役会	普通株式	1,000,962	35	平成27年3月31日	平成27年6月4日
平成27年10月30日 取締役会	普通株式	1,000,958	35	平成27年9月30日	平成27年12月7日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度後となるものの

次のとおり、決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年5月12日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,143,941	40	平成28年3月31日	平成28年6月2日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブは、内部管理規定に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（千円）(*1)	時価（千円）(*1)	差額（千円）
(1) 現金及び預金	29,876,227	29,876,227	—
(2) 受取手形及び売掛金	13,556,540		
貸倒引当金(*2)	△1,075		
	13,555,464	13,555,464	—
(3) リース投資資産	2,937	2,912	△25
(4) 投資有価証券	336,815	336,815	—
(5) 支払手形及び買掛金	(6,049,835)	(6,049,835)	—
(6) 短期借入金	(3,611)	(3,611)	—
(7) リース債務	(49,317)	(49,292)	△25
(8) 未払法人税等	(1,233,732)	(1,233,732)	—

(*1) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(*2) 受取手形及び売掛金に係る貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

回収可能性を反映した元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価は、取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金、(6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、一部為替予約等の振当処理を行っているデリバティブ取引については、ヘッジ対象とされている債務（主として買掛金）と一体として処理しているため、その時価は、当該債務の時価に含めて記載しております。

(7) リース債務

元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値によっております。

(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額372,100千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

（賃貸等不動産に関する注記）

特に記載する事項はありません。

（1株当たり情報に関する注記）

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,349円64銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 145円29銭 |

(注) 「会計方針の変更に関する注記」に記載のとおり、企業結合会計基準等を適用し、企業結合会計基準第58-2項（3）、連結会計基準第44-5項（3）および事業分離等会計基準第57-4項（3）に定める経過的な取扱いに従っております。この結果、当連結会計年度の1株当たり純資産額が、30.90円減少し、1株当たり当期純利益金額が、7.78円増加しております。

（重要な後発事象に関する注記）

特に記載する事項はありません。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	40,375,977	流 動 負 債	11,431,783
現 金 及 び 預 金	24,197,277	買 掛 金	4,983,285
受 取 手 形	502,956	リ ー ス 債 務	15,749
売 掛 金	11,044,113	未 払 費 用	2,312,045
リ ー ス 投 資 資 産	2,937	未 払 法 人 税 等	751,551
商 品	1,288,184	預 り 金	66,654
前 払 費 用	2,373,174	前 受 収 益	2,714,425
繰 延 税 金 資 産	350,095	賞 与 引 当 金	443,000
未 収 入 金	577,057	役 員 賞 与 引 当 金	87,000
そ の 他	40,181	資 産 除 去 債 務	5,010
		そ の 他	53,061
固 定 資 産	7,518,270	固 定 負 債	871,715
有 形 固 定 資 産	849,480	リ ー ス 債 務	21,572
建 物	265,418	退 職 給 付 引 当 金	452,616
車 輛 運 搬 具	6,393	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	117,899
器 具 備 品	256,831	資 産 除 去 債 務	137,675
そ の 他	320,837	預 り 保 証 金	141,952
無 形 固 定 資 産	759,168	負 債 合 計	12,303,499
ソ フ ト ウ エ ア	135,036	純 資 産 の 部	
そ の 他	624,133	株 主 資 本	35,488,162
投 資 そ の 他 の 資 産	5,909,620	資 本 金	9,031,257
投 資 有 価 証 券	678,793	資 本 剰 余 金	8,177,299
関 係 会 社 株 式	3,947,004	資 本 準 備 金	8,177,299
関 係 会 社 出 資 金	263,205	利 益 剰 余 金	18,308,317
従 業 員 長 期 貸 付 金	520	利 益 準 備 金	360,407
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	21,999	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,947,910
破 産 更 生 債 権 等	2,307	別 途 積 立 金	1,628,000
長 期 前 払 費 用	228	繰 越 利 益 剰 余 金	16,319,910
繰 延 税 金 資 産	172,912	自 己 株 式	△28,712
差 入 保 証 金	670,190		
そ の 他	197,027	評 価 ・ 換 算 差 額 等	102,586
貸 倒 引 当 金	△23,451	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	102,196
投 資 損 失 引 当 金	△21,118	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	390
資 産 合 計	47,894,248	純 資 産 合 計	35,590,749
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	47,894,248

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	49,695,198
売上原価	37,921,478
売上総利益	11,773,719
販売費及び一般管理費	7,667,111
営業利益	4,106,607
営業外収入	
受取利息	30,136
受取配当金	497,704
業務受託手数料	62,529
貸倒引当金戻入額	8,330
投資損失引当金戻入額	6,081
債務保証損失引当金戻入額	4,462
雑収入	20,036
営業外費用	
支払利息	4,830
雑経常利益	3,372
特別利益	8,203
特別損失	4,727,686
固定資産売却益	1,258
特別損失	1,258
固定資産処分損	14,077
税引前当期純利益	14,077
法人税、住民税及び事業税	1,452,818
法人税等調整額	29,204
当期純利益	1,482,022
	3,232,844

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
			資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
					別途積立金			繰越利益 剰余金
当期首残高	9,031,257	8,177,299	360,407	1,628,000	15,088,987	△27,921	34,258,030	
当期変動額								
剰余金の配当					△2,001,921		△2,001,921	
当期純利益					3,232,844		3,232,844	
自己株式の取得						△791	△791	
当期変動額合計	—	—	—	—	1,230,923	△791	1,230,132	
当期末残高	9,031,257	8,177,299	360,407	1,628,000	16,319,910	△28,712	35,488,162	

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	138,227	94	138,321	34,396,352
当期変動額				
剰余金の配当				△2,001,921
当期純利益				3,232,844
自己株式の取得				△791
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△36,031	296	△35,735	△35,735
当期変動額合計	△36,031	296	△35,735	1,194,396
当期末残高	102,196	390	102,586	35,590,749

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券

子会社株式および関連会社株式

総平均法に基づく原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定）

時価のないもの

総平均法に基づく原価法

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

主として移動平均法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

（リース資産を除く）

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～18年

器具備品 2～20年

貸与資産 4～6年

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年で均等償却する方法によっております。

② 無形固定資産

市場販売目的のソフトウェア

（リース資産を除く）

見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間（3年以内）に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

その他の無形固定資産

定額法を採用しております。

③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 投資損失引当金

関係会社への投資に係る損失に備えるため、財政状態および将来の回復見込等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(3) 賞与引当金

従業員の賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(4) 役員賞与引当金

役員の賞与の支払いにあてるため、支給見込額に基づき、当事業年度に見合う額を計上しております。

(5) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しております。

過去勤務費用は、その発生年度に全額費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(6) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(7) 債務保証損失引当金

関係会社の債務保証に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、為替予約等が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行っております。

(2) 消費税等の会計処理方法

消費税および地方消費税については、税抜方式を採用しております。

(3) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	1,273,107千円
2. 保証債務 取引上の債務に対する根保証 株式会社グロスディー	273,003千円
3. 関係会社に対する短期金銭債権	182,238千円
4. 関係会社に対する短期金銭債務	1,509,796千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引	13,962,538千円
営業取引以外の取引高	586,538千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式 (株)	35,032	394	—	35,426

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

平成28年3月31日現在

(繰延税金資産)

① 流動資産

賞与引当金	136,709
社会保険料	19,139
未払事業税	61,472
商品評価損	38,982
その他	99,489
小計	355,792
評価性引当額	△5,522
繰延税金負債（流動）との相殺	△174
計	350,095

② 固定資産

退職給付引当金	138,591
会員権評価損	24,598
資産除去債務	19,105
役員退職慰労引当金	36,100
投資有価証券評価損	1,922
その他	39,429
小計	259,748
評価性引当額	△36,503
繰延税金負債（固定）との相殺	△50,332
計	172,912
繰延税金資産合計	523,008

(繰延税金負債)

① 流動負債

繰延ヘッジ利益	△174
小計	△174
繰延税金資産（流動）との相殺	174
計	—

② 固定負債

その他有価証券評価差額金	△50,332
小計	△50,332
繰延税金資産（固定）との相殺	50,332
計	—
繰延税金負債合計	—

2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産および負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)および「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は40,457千円減少し、法人税等調整額が43,781千円、その他有価証券評価差額金額が3,310千円、それぞれ増加しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社および法人主要株主等
重要性がないため記載を省略しております。

2. 子会社等

属 性	会社等の 名称	議決権等の 所有割合	関係内容		取引内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上の関係				
子会社	ケー・イー・エル テクニカルサ ービス株式会社	100.0%	当社役員 4名	当社保守業務 の委託	保守業務の 委託	千円 7,059,290	未払費用	千円 1,139,917
					利息の支払	3,238	—	—
					配当の受取	478,200	—	—

- (注) 1. 取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 保守業務の委託料については、一般取引と同様、市場価格に基づき交渉の上決定しております。
3. 資金の貸付については、市場金利等を勘案して、協議の上決定しております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,244円50銭
2. 1株当たり当期純利益 113円04銭

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 9 日

兼松エレクトロニクス株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 小沢 直靖 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 矢野 貴詳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松エレクトロニクス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、兼松エレクトロニクス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 9 日

兼松エレクトロニクス株式会社
取締役会 御 中

P w C あらた監査法人

指定社員 公認会計士 小沢 直靖 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 矢野 貴詳 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松エレクトロニクス株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からの構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人PwCあらた監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月12日

兼松エレクトロニクス株式会社 監査役会

常勤監査役 森 則 之 ④

監査役(社外監査役) 作 山 信 好 ④

監査役(社外監査役) 市 村 和 雄 ④

監査役(社外監査役) 加 藤 研 一 ④

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営について当社取締役の構成に応じた柔軟な対応を可能とするため、あらかじめ取締役会が定める取締役が株主総会の招集権者および議長にあたるよう、現行定款第14条(招集権者および議長)を変更するものであります。
- (3) 経営環境の変化に迅速に対応した経営体制を構築するため、現行定款第23条(取締役会の招集権者および議長)について所要の変更を行うものであります。
- (4) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は以下のとおりであります。（下線部分が変更箇所）

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則 (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 第3章 株 主 総 会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議にもとづき<u>取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u> (新 設) 第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第19条 当会社<u>に</u>取締役20名以内<u>を置く。</u> (新 設) (取締役の選任) 第20条 取締役は株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任は、累積投票によらない。	第1章 総 則 (機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削 除) 3. <u>会計監査人</u> 第3章 株 主 総 会 (招集権者および議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u> <u>2. 前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u> 第4章 取締役および取締役会 (取締役の定員) 第19条 当会社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、20名以内とする。 <u>2. 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 取締役の選任は、累積投票によらない。

現 行 定 款	変 更 案
(取締役の任期) 第21条 取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) (新 設)	(取締役の任期) 第21条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u> (新 設)	(取締役会の招集権者および議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ選定した取締役が招集し、議長となる。</u> 2. <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定められた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u>
(取締役会の招集通知および決議) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は取締役および監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。 3. 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。 4. 当会社は、会社法第370条の要件を充たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。	(取締役会の招集通知および決議) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役にに対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は取締役全員の同意があるときは、これを省略することができる。 3. (現行どおり) 4. (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設) 第25条 (条文省略) (議 事 録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社保存する。 2. 第24条第4項の決議があったとみなされる事項の内容およびその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。 (取締役の報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によってこれを定める。 (取締役の責任免除) 第28条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。	(重要な業務執行の決定の委任) 第25条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。 第26条 (現行どおり) (議 事 録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社保存する。 2. (現行どおり) (取締役の報酬等) 第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 (取締役の責任免除) 第29条 当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、<u>取締役会の決議をもって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u> 2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。

現 行 定 款	変 更 案
第5章 <u>監査役および監査役会</u> (監査役の定員) 第29条 当会社に監査役4名以内を置く。 (監査役の選任) 第30条 監査役は株主総会において選任する。 2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3. 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。 (監査役の任期) 第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (監査役会の招集通知および決議) 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は監査役全員の同意があるときは、これを省略することができる。 3. 監査役会の決議は、法令に別段の定めのある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。 (監査役会規定) 第33条 監査役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査役会で定める監査役会規定による。	第5章 <u>監査等委員会</u> (削 除) (常勤の監査等委員) 第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。 (削 除) (監査等委員会の招集通知および決議) 第31条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。 2. 前項の通知は監査等委員全員の同意があるときは、これを省略することができる。 3. 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。 (監査等委員会規定) 第32条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会で定める監査等委員会規定による。

現 行 定 款	変 更 案
(議 事 録) 第34条 <u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</u> (監査役の報酬等) 第35条 <u>監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会決議によって定める。</u> (監査役の責任免除) 第36条 <u>当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で同法第423条第1項に定める責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u> 第 6 章 会 計 監 査 人 第37条～第38条 (条文省略) 第 7 章 計 算 第39条～第42条 (条文省略)	(議 事 録) 第33条 <u>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその其他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名してこれを当会社に保存する。</u> (削 除) (削 除) 第 6 章 会 計 監 査 人 第34条～第35条 (現行どおり) 第 7 章 計 算 第36条～第39条 (現行どおり)

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となり、取締役全員は定款変更の効力発生時をもって任期満了により退任となります。つきましては、監査等委員会設置会社へ移行後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）8名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	さか い みね お 酒 井 峰 夫 (昭和26年5月13日生)	昭和49年4月 兼松株式会社入社 平成9年4月 同社財務部長 平成16年4月 同社執行役員経理部長 平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 常務取締役 平成20年4月 取締役副社長 平成26年4月 代表取締役会長 平成28年4月 代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 現在に至る [重要な兼職の状況] ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社代表取締役社長 日本オフィス・システム株式会社取締役会長 [選任理由] 当社の本社機構部門において豊富な業務経験を有し、平成26年4月から代表取締役会長として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。	8,600株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	きく かわ やす ひろ 菊 川 泰 宏 (昭和32年7月25日生)	昭和62年3月 当社入社 平成14年1月 システム製品本部第二部長 平成15年4月 サーバー・システム事業部長 平成19年4月 執行役員 平成22年4月 上席執行役員 平成23年6月 取締役 平成25年4月 常務取締役 平成26年4月 代表取締役社長 平成28年4月 代表取締役社長最高執行責任者（COO） 現在に至る [選任理由] 当社の営業部門において豊富な業務経験を有し、平成26年4月から代表取締役社長として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。	8,400株
3	と だ かつ のり 戸 田 克 則 (昭和31年5月27日生)	昭和59年10月 当社入社 平成16年4月 経営企画室長 平成18年4月 ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社常務取締役 平成19年6月 同社専務取締役 平成22年4月 当社顧問 平成22年6月 取締役 平成26年4月 常務取締役 現在に至る (現担当業務) 技術・サービス部門担当兼西日本部門担当兼大阪支社長兼テクニカルサービス本部長 [重要な兼職の状況] 日本オフィス・システム株式会社代表取締役社長 [選任理由] 当社の技術・サービス部門等において豊富な業務経験を有し、平成22年6月以降、当社取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。	5,600株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
4	わた なべ あきら 渡 辺 亮 (昭和40年3月27日生)	平成3年4月 当社入社 平成15年4月 第二ソリューション営業本部製造営業 第二部長 平成20年4月 第二ソリューション営業本部長 平成23年4月 執行役員 平成25年6月 取締役 現在に至る (現担当業務) 東京営業部門担当 [選任理由] 当社の営業部門において豊富な業務経験を有し、平成25年6月以降、当社取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。	3,700株
5	はら だ しゅう いち 原 田 修 一 (昭和29年5月17日生)	昭和58年9月 日本メモレックス株式会社（メモレックス・テレックス株式会社）入社 平成13年4月 メモレックス・テレックス株式会社業務部長 平成15年12月 同社業務部長兼メモレックステクニカルサービス株式会社代表取締役社長 平成16年6月 同社取締役 平成19年4月 ケー・イー・エルテクニカルサービス株式会社 専務執行役員 平成22年4月 同社取締役 平成23年4月 同社常務取締役 平成24年4月 同社専務取締役 平成26年6月 当社取締役 現在に至る (現担当業務) 本社機構・CSR担当 [選任理由] 当社の本社機構部門において豊富な業務経験を有し、平成26年6月以降、当社取締役として、当社経営を担っております。引き続き、取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。	3,000株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
6	※鈴木勝人 (昭和37年4月29日生)	平成3年9月 当社入社 平成19年4月 大阪支社大阪システム開発本部ソリューションシステム部長 平成22年11月 システム本部副本部長 平成25年4月 システム本部長 平成27年4月 当社執行役員 現在に至る (現担当業務) システム本部長兼ビジネス開発本部長 [選任理由] 当社の技術・サービス部門において豊富な業務経験を有し、平成27年4月以降、当社執行役員として、当社経営を担っております。取締役会の意思決定機能を強化することが期待できるため取締役候補者として選任しております。	2,600株
7	谷川薫 (昭和33年9月24日生)	昭和56年4月 兼松株式会社入社 平成16年7月 兼松米国会社サマセット支店長 平成20年1月 兼松株式会社 情報・産業電子部長 平成23年4月 同社企画部長 平成25年6月 当社取締役 現在に至る 平成25年6月 兼松株式会社取締役 電子・デバイス部門担当 平成26年6月 同社常務執行役員 電子・デバイス部門長 平成27年6月 同社取締役専務執行役員 電子・デバイス部門長、企画担当 現在に至る [重要な兼職の状況] 兼松株式会社取締役専務執行役員 [選任理由] 経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただきたいため、取締役候補者として選任しております。	0株

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社となりますので、監査等委員である取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとします。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
1	たか はし かおる ※高 橋 薫 (昭和29年11月26日生)	昭和56年9月 当社入社 平成17年4月 経理部長 平成24年12月 兼松電子（成都）有限公司 総経理 平成27年4月 当社業務審査部長 現在に至る [選任理由] 当社の本社機構部門における豊富な業務経験と、財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、これらの専門的な知識・経験を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者として選任しております。	8,900株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
2	くり ばやし しん すけ 栗 林 信 介 (昭和26年2月15日生)	昭和58年4月 東京弁護士会弁護士登録 篠崎芳明法律事務所入所 昭和62年8月 栗林・由岐法律事務所開設 平成9年8月 トニカ法律事務所開設 現在に至る 平成15年1月 慶應義塾大学病院 治験審査委員会委員 現在に至る 平成17年1月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護） 平成19年1月 最高裁判所民事弁護教官室上席教官 平成21年4月 創価大学法科大学院教授 現在に至る 平成25年6月 株式会社ゼネラル・オイスター監査役 現在に至る 平成27年6月 当社取締役 現在に至る [重要な兼職の状況] トニカ法律事務所所長 創価大学法科大学院教授 慶應義塾大学病院治験審査委員会委員 株式会社ゼネラル・オイスター監査役 [選任理由] 長年の弁護士としての経験と法務知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者として選任しております。	0株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	候補者の有する 当社の株式数
3	※市村和雄 (昭和31年2月10日生)	昭和57年8月 監査法人中央会計事務所（みすず監査法人へ改称）入所 平成2年3月 公認会計士登録 現在に至る 平成12年8月 中央青山監査法人（みすず監査法人へ改称）社員就任 平成19年3月 みすず監査法人社員脱退 平成21年4月 兵庫県立大学大学院会計研究科 特任教授 現在に至る 平成21年4月 株式会社ユークス監査役 平成21年7月 ネクサス監査法人 代表社員 現在に至る 平成22年4月 株式会社ユークス取締役 現在に至る 平成27年6月 当社監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] ネクサス監査法人代表社員 株式会社ユークス取締役 兵庫県立大学大学院会計研究科特任教授 [選任理由] 長年の公認会計士としての経験と財務会計知識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者として選任しております。	0株
4	※加藤研一 (昭和34年4月21日生)	昭和58年4月 積水化学工業株式会社入社 平成9年3月 経団連出向 平成12年4月 積水化学工業株式会社 情報企画部課長 平成17年12月 Sekisui SPR Americas 営業部長 平成20年1月 株式会社積水インテグレートドリサーチ 部長 平成27年4月 公益社団法人新化学技術推進協会部長 研究員 現在に至る 平成27年6月 当社監査役 現在に至る [重要な兼職の状況] 公益社団法人新化学技術推進協会部長研究員 [選任理由] 各分野における豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの専門的な知識・経験と高い見識を当社の監査とガバナンス強化に活かしていただけると判断したため、監査等委員である取締役の候補者として選任しております。	0株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 栗林信介、市村和雄、加藤研一の3氏は、社外取締役候補者であります。
3. 栗林信介氏の社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は会社法第427条第1項の規定に基づき、栗林信介、市村和雄、加藤研一の3氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする旨の責任限定契約を締結しております。なお本議案が承認可決され、栗林信介、市村和雄、加藤研一の3氏が再選された場合、引き続き上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 栗林信介、市村和雄、加藤研一の3氏は東京証券取引所が定める独立役員候補者であります。
6. ※は新任の取締役候補者であります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件

当社は、取締役の報酬等について、平成8年6月27日開催の定時株主総会において、年額250,000千円以内（ただし、使用人報酬相当額は含まない。）とご承認いただいておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、改めて監査等委員会設置会社へ移行した後の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）の報酬等の額を年額300,000千円以内とすること、および各取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、取締役会の決議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

なお、この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

現在の取締役は7名であります。第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は8名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認された場合、当社は監査等委員会設置会社へ移行することから、昨今の経済情勢等諸般の事情を勘案し、監査等委員会設置会社へ移行した後の監査等委員である取締役の報酬等の額を年額70,000千円以内とすること、および各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によるものとすることにつきご承認をお願いするものであります。

第1号議案「定款一部変更の件」および第3号議案「監査等委員である取締役4名選任の件」が原案どおり承認された場合、監査等委員である取締役の員数は4名となります。

本議案の内容は、第1号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力を生じるものとします。

第6号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本総会終結の時をもって退任されます監査役森則之氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社の一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、退任監査役に対する退職慰労金につきましては総額10,500千円以内とし、同氏に対する具体的な金額、贈呈の時期および方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
もり 森 のり 則 ゆき 之	平成25年6月 当社監査役 現在に至る

また、当社は、役員報酬制度の見直しを行い、平成28年3月25日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

つきましては、第2号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役5名に対し、本総会終結の時までの在任期間をもとに、当社における所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、その具体的な金額、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。なお、支給の時期は各氏の退任時といたしたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
さか い みね お 酒 井 峰 夫	平成16年6月 当社取締役 平成17年6月 常務取締役 平成20年4月 取締役副社長 平成26年4月 代表取締役会長 平成28年4月 代表取締役会長最高経営責任者（CEO） 現在に至る
きく かわ やす ひろ 菊 川 泰 宏	平成23年6月 当社取締役 平成25年4月 常務取締役 平成26年4月 代表取締役社長 平成28年4月 代表取締役社長最高執行責任者（COO） 現在に至る
と だ かづ のり 戸 田 克 則	平成22年6月 当社取締役 平成26年4月 常務取締役 現在に至る
わた なべ あきら 渡 辺 亮	平成25年6月 当社取締役 現在に至る
はら だ しゅう いち 原 田 修 一	平成26年6月 当社取締役 現在に至る

以 上

This image shows a full page of blank white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page, providing a template for writing or drawing. There are no margins, text, or other markings on the page.

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

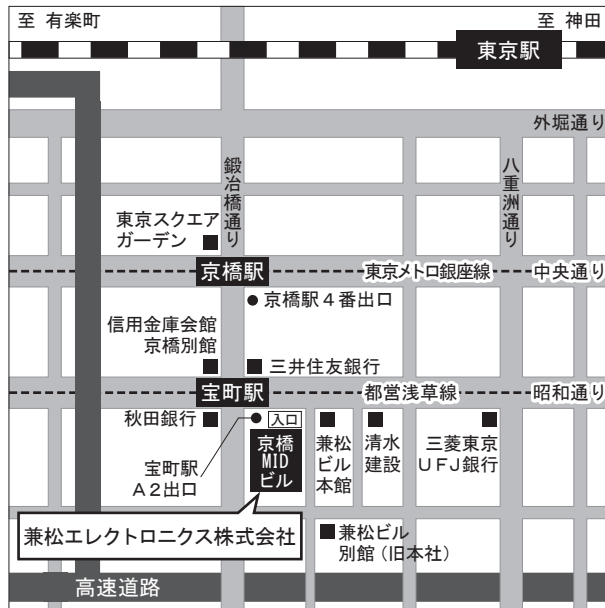
株主総会会場ご案内図

会 場 東京都中央区京橋 2 丁目 13 番 10 号 京橋 MID ビル
当社 7 階 セミナールーム
電話 (03) 5250-6801 (代表)

最寄り駅

地下鉄……都営浅草線「宝町」駅下車 A2 番出口より徒歩 1 分
東京メトロ銀座線「京橋」駅下車 4 番出口より徒歩 3 分

なお、会場入口は昭和通り沿いの正面玄関となります。



●駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車や自転車
でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めさせていただきます。何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。